彦根市国民保護計画



令和5年6月

彦 根 市



表紙のマークは第一追加議定書 (1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な 武力紛争の犠牲者に関する追加議定書)で規定された国際的な特殊標章であり、 国民保護措置を行う者およびその団体、その団体が使用する車両などを識別す るために使用することができる。

【本編 P-81】【資料編 P-64】参照

彦根市国民保護計画 追 録 加 除 整 理 一 覧 表

追録の加除が終りましたら、その追録号数、内容現在 および加除した日をこの表に記入し、押印してください。

追録号数	内 容 現 在	加除整理	整理者印	備考
原本	平成 29. 6. 29			
NO. 1	平成 30. 6. 13			
NO. 2	令和 元. 6. 20			
NO. 3	令和 2. 9. 24			
NO. 4	令和 3. 9. 15			
NO. 5	令和 4. 6.30			
NO. 6	令和 5. 6.28			
NO. 7				
NO. 8				
NO. 9				
NO. 10				
NO. 11				
NO. 12				
NO. 13				
NO. 14				
NO. 15				

追録号数	内 容 現 在	加除整理	整理者印	備考
NO. 16				
NO. 17				
NO. 18				
NO. 19				
NO. 20				
NO. 21				
NO. 22				
NO. 23				
NO. 24				
NO. 25				
NO. 26				
NO. 27				
NO. 28				
NO. 29				
NO. 30				
NO. 31				
NO. 32				
NO. 33				

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地理的特徵

(1) 地形

本市は、滋賀県東北部、近江盆地の東部に位置し、市域は多景島、琵琶湖岸の湖東平野から鈴鹿山地に及んでいる。

市域の地形は、鈴鹿山系から琵琶湖まで、山地・丘陵と低地に大別できる。

市域の北東部は、鈴鹿山系の西縁にあたる山地が占めている。山地は、地形的に東側の標高650メートル前後の山塊と西側の標高300メートル以下の山塊(佐和山を含む。)の2つに大別できる。この他に、低地部に彦根山、雨壺山、荒神山など孤立丘と呼ばれる山地がある。

琵琶湖に面する本市は、市域の3分の2以上が低地である。低地部は、鈴鹿山系から琵琶湖に注ぐ河川がもたらした土砂からなり、その形成は現在の河川と密接な関係がある。湖岸沿いには、かつては松原湖・野田沼・曽根沼などの内湖があったが、現在その大半は、干拓事業により農地などになっている。

主な河川としては、愛知川・宇曽川・犬上川・芹川・矢倉川がある。これらの河川は、県内の一般的な河川の特徴と同様に、流路延長が短く、やや天井川の傾向にある。

* 資料18 地勢【資料編 P-43参照】

(2) 気候(彦根地方気象台の観測値・平年値)

ア気温

平均気温(平年値)は15.0℃で、年間を通じて、隣接府県の都市と大差なく穏やかな地域に入る。

イ 降水量

年間降水量(平年値)は1,610.0ミリメートルで、全国的には平均的な量である。 また、月別降水量(平年値)は7月が最も多く、次いで6月、9月となっている。

ウ 降雪量

年間降雪量(平年値)は81センチメートルと内陸盆地ながら多い。

エ 風向・風速

風向きは、年間を通じて北西方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強い。

10m/s 以上の強風日数(平年値)は年間 32.8 日で、特に 12 月から 3 月が各月 4~5 日と多い。

* 資料19 平年値および平成15年(2003年)から令和4年(2022年)までの各年の観測値【資料編P-44参照】

2 社会的特徴

市の人口は約11万人であり、宅地造成などの開発が進み、毎年、微増傾向にある。 市の公共交通機関は、鉄道としてはJR琵琶湖線と近江鉄道があり、バス輸送とし ては湖国バスおよび彦根観光バスが運行されている。市内にはJR琵琶湖線の4駅、 近江鉄道の7駅が開業されている。また、路線バスはJR各駅を起点に運行されてい る。

道路は名神高速道路の彦根インターチェンジがあるほか、幹線となる道路としては、 国道8号、国道306・307号、主要地方道大津能登川長浜線および彦根近江八幡線が湖 岸線とほぼ平行に市域を貫き、その他の県道・市道などが幹線を繋いでいる。

琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船㈱、近江トラベル㈱が定期航路等を運行しており、市には彦根港があり、観光客も多数利用している。

また、市北部には国宝 彦根城天守や佐和山城跡があり、彦根城を中心とした歴史的街なみに、四季を通じて多くの観光客が訪れ、文化財も多数存在する。

3 その他

人口等、経年変化が生じるものについては、資料編で整備する。

- *資料20 人口分布、世帯数、昼夜間の人口データ【資料編P-45参照】
- *資料21 主要道路網、鉄道網【資料編P-47参照】
- *資料22 隣接県に所在する原子力発電所【資料編P-49参照】
- *資料23 輸送力(鉄道、バスなど)【資料編P-51参照】
- *資料24 避難施設リスト、避難施設担当割【資料編P-52~55参照】
- *資料25 備蓄物資、調達可能物資リスト【資料編P-56~61参照】
- *資料26 報道機関一覧【資料編P-62参照】
- *資料27 消防機関一覧【資料編P-63参照】

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関 との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域に おいて事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ、全庁的な体制を構築 する。

- *資料3 市の体制および職員の参集基準等【資料編P-9~10参照】
- * 資料5 連絡調整本部(イメージ)【資料編P-19参照】

第2章 市対策本部の設置等 <法第27条~31条関係>

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市は、市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)および知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに、市対策本部を設置する(※事前に緊急事態 連絡本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする(前述))。

ウ 市対策本部員および市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員および市対策本部職員等に対し、災害時緊急通報システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎4階災害対策本部室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備および仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、庁舎が被災した場合など、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、 市対策本部を消防本部3階大会議室に設置する。なお、事態の状況に応じ、市長の 判断により、市対策本部の設置場所を変更する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織・自治会等による警報の内容の伝達、地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地または避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを 希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制 の整備等を図る。

|8 市民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて、協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報および避難の指示等

第1 警報の伝達等 <法第47条関係>

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体および財産を保護するため、 警報の内容の迅速かつ的確な伝達および通知を行うことが、極めて重要であること から、警報の伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達 先、手段、伝達順位)により、速やかに市民および関係団体(消防団、自主防災組織、 自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林生産組合、商工会議所、 商工会、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ア 市は、市域の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、市立病院、保育園、 幼稚園など)に対し、警報の内容を通知する。
- イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(http://www.city.hikone.lg.jp)に警報の内容を掲載する。
 - * 資料10 警報の発令の流れ【資料編 P-26~27参照】

2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として、以下の要領により情報を伝達する。
 - ア 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、同報系屋外放送設備により国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して、市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を広報車および災害時緊急通報システム等あらゆる手段を用いて周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、同報系屋外放送設備のサイレンは使用しない放送や、広報 車、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。なお、市長が ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、災害時緊急通報システムおよび広報車等により、速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対して、その内容を連絡する。 また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も、同様に伝達等を行う。 イ 市長は、知事、警察官、または自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について、情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ア 市長は、退避の指示を市民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国および県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況 等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察、自衛隊等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員、消防職員および消防団員が、退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて、県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員等が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず 特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、 市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助 言等から判断し、市民の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があ ると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に、必要がある場合において、退避の指示と同様に、市長が独自の判断で、一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地 調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。 また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて、区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報 車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡 する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立 入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

- ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、 車両および住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅 速に対応できるよう、現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急 時の連絡体制を確保する。
- エ 市長は、知事、警察官または自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒 区域設定に伴い、必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

*資料12 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の対応について【資料編P-29参照】

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木、その他の 物件を使用し、もしくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物または物件で当該武力攻撃災害への対処に 関する措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置(工作物等を除去し